

第1日

令和7年5月1日（木）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。これより令和7年第3回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。

本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

会期日程表をお開きください。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番北川清文議員

8番熊本正博議員

を指名いたします。

これより、議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から議案2件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに令和7年第3回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本臨時会では、専決処分について2件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第45号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和

7年3月31日に交付され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものがあります。

次に、第46号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に交付され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案書をお開きください。

これより議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第45号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時55分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第45号議案外1件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇）

○環境民生常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第45号議案外1件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第45号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）についてです。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、1点目に、公示送達に関する規定の整備です。

公示送達の方法については、改正前は掲示場への掲示のみであったものを、改正後は掲示場への掲示方法に加え、インターネットでの閲覧を選択できることとするものです。この改正については、令和8年5月までに施行される予定です。

2点目に、個人住民税についてです。

まず、特定親族特別控除の新設に伴う規定の整備です。特別控除の対象となる要件は、19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得が58万円を超え123万円以下のものです。この要件に該当する親族等を有する場合、所得税及び住民税算定上の控除が受けられるようになります。

なお、当該親族等の所得が高いほど、控除額は低くなります。

なお、今回の税制改正により、国税である所得税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に、また、扶養親族等に係る所得要件が48万円から58万円に、それぞれ10万円ずつ引き上げられたことについては、個人住民税も同様の対応となりますが、金額については所得税法及び地方税法で規定されているため、条例改正はありません。

また、令和7年分以後の所得税から適用される基礎控除の見直しについては、個人住民税への適用はありません。

審査に当たりましては、特定親族特別控除について、大学の浪人生や大学院生等、控除

の対象年齢から外れる学生を扶養している納税者への救済措置について、ただしました。執行部によりますと、要件はあくまでも年齢であり、現在のところ救済措置はないとのこととです。

3点目に、軽自動車税についてです。

まず、軽自動車税の種別割における標準課税率区分の見直しです。総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の2輪の車両に対し、年額2,000円の税額を新設するものです。これは、現行の50ccの原付バイクは、令和7年11月の排気ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産・販売が困難になることから、二輪車の車両区分が見直され、新区分が新設されることに対応するものです。

次に、マイナ免許証の運用開始に伴う規定の整備です。身体障害者等に対する種別割の減免申請時に提出する書類に、マイナ免許証を追加するものです。

4点目に、固定資産税についてです。

まず、特定マンションに係る固定資産税の減税措置に関する手続規定の新設です。長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る課税標準の特例措置が令和5年の税制改正において新設されましたが、管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、特例措置の条件であるマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく要件に該当すると認められる場合には、特定マンションに係る特例に関する申告書の提出がない場合でも、固定資産税が減額できるよう、規定の整備を行うものです。築年数20年以上で10戸以上であることなどの要件があり、朝倉市における対象可能性物件は4棟中2棟です。

次に、平成30年7月豪雨に係る被災者住宅用地に対する固定資産税の特例です。令和5年の税制改正において期間が延長され、令和5年度または令和6年度に、要件が該当すれば引き続き特例を受けることができるというものでしたが、今回、令和6年度までで特例が切れるため、当該規定を削除するものです。朝倉市においては、平成30年7月豪雨災害における該当はありませんでした。

5点目に、たばこ税についてです。

これは、加熱式たばこにおける1本当たり税額の算定の基準を定め、課税標準の特例を設けるものです。加熱式たばこは、近年、紙巻たばこの代わりとして販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあることから見直しを行うものです。

改正前は重量と価格により紙巻たばこの本数に換算して計算している加熱式たばこの課税方式について、改正後は一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する仕組みとするものです。改正後は、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税方式を見直すこととされています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第46号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてです。

本件は、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、1点目に、課税限度額の改正です。

国保税の課税は、基礎分と言われる基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つから構成され、それぞれに限度額が設定されています。そのうちの基礎課税額を現行65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額を現行24万円から26万円に引き上げるものです。介護納付金課税額の改正はありません。

高齢化や医療技術の進歩によって医療費の伸びが見込まれる中、限度額の上限を引き上げることで、被保険者に対し所得に応じた負担を求めることになります。

なお、限度額を超過している世帯は、国保税の所得割税率が改正されても頭打ちになっているため影響がありません。一方で、中間所得層は負担が増加してしまうため、限度額を引き上げることで、中間層の負担が抑えられるというものです。

2点目に、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、軽減判定所得を引き上げるものです。

国保税には、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する仕組みがあります。その判定を行う際、世帯の被保険者の数に乗ずる額を、5割軽減の場合で現行29万5,000円から1万円引き上げ30万5,000円に、2割軽減の場合で現行54万5,000円から1万5,000円引き上げ56万円に改正するものです。

なお、7割軽減については、基礎控除額43万円以下の世帯が対象とされており、変更はありません。

また、国保税を軽減した分は、保険基盤安定制度のうちの保険税軽減分によって公費で賄われ、一般会計から繰り入れており、県が4分の3、市が4分の1の負担割合で財政支援することとされています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

それでは、第45号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第46号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり承認されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時9分休憩

午後零時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鹿毛哲也副議長から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、鹿毛哲也副議長を除斥扱いといたします。

ここで、辞職願を職員に朗読させます。議会係長。

○係長（手嶋真吾君） それでは、朗読いたします。

一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年5月1日。朝倉市議会副議長鹿毛哲也。朝倉市議会議長小島清人様。以上でございます。

○議長（小島清人君） お諮りいたします。

鹿毛哲也副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、鹿毛哲也副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

前副議長の鹿毛哲也議員から発言の申出がっておりますので、入場を求め、これを許可します。

（鹿毛哲也君入場）

○副議長（鹿毛哲也君） 皆さん、副議長を辞することになりました鹿毛哲也でございます。至らない点多々あったと思いますけれども、この場を借りておわびを申し上げたいと思います。

そしてまた、2年間職務が全うできたのも皆様方の御支援、御協力、お力添えの賜物があったからでこそというふうに思っております。本当にありがとうございました。

○議長（小島清人君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

選挙の手續につきましては、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小島清人君） 念のため、申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小島清人君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（小島清人君） 異状なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。議会係長。

○係長（手嶋真吾君） それでは、点呼いたします。

1 番日野泰信議員	2 番石井清治議員	3 番飯田早苗議員
4 番渡辺毅議員	5 番仲山寛議員	6 番徳永秀俊議員
7 番北川清文議員	8 番熊本正博議員	9 番加藤正二議員
10 番半田雄三議員	11 番堀尾俊浩議員	12 番中島秀樹議員
13 番浅尾静二議員	14 番柴山恭子議員	15 番大庭きみ子議員
16 番実藤輝夫議員	17 番鹿毛哲也議員	18 番小島清人議長

（投票）

○係長（手嶋真吾君） 以上でございます。

○議長（小島清人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小島清人君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に、実藤輝夫議員及び日野泰信議員を指名いたします。

それでは、両議員の立会いを願います。演壇までお願いします。

（開票）

○議長（小島清人君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 1票

有効投票中

加藤正二議員 15票

大庭きみ子議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、加藤正二議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました加藤正二議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

加藤正二議員の御挨拶をお願いいたします。

(加藤正二君登壇)

○副議長（加藤正二君） 加藤正二でございます。ただいま選挙にて選ばれましたけども、議会の足を引っ張らぬよう、議長の足を引っ張らぬよう、誠心誠意努力していく覚悟であります。今後ともどうぞ皆様方の御支援と御協力をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小島清人君） 議事進行上、暫時休憩いたします。

午後零時29分休憩

午後3時52分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に、

小島清人議員 大庭さみ子議員 鹿毛哲也議員

徳永秀俊議員 仲山寛議員 石井清治議員

以上の6名を、

環境民生常任委員に、

加藤正二議員 浅尾静二議員 堀尾俊浩議員

北川清文議員 渡辺毅議員 飯田早苗議員

以上の6名を、

建設経済常任委員に、

実藤輝夫議員 柴山恭子議員 中島秀樹議員

半田雄三議員 熊本正博議員 日野泰信議員

以上の6名をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

あらかじめお伝えします。

本日の会議は時間の都合上、午後7時まで延長いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後 3 時54分休憩

午後 4 時32分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、

大庭きみ子議員 浅尾静二議員 中島秀樹議員

熊本正博議員 北川清文議員 仲山寛議員

以上の 6 名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 6 名を議会運営委員に選任することに決しました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後 4 時32分休憩

午後 5 時56分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、各委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長仲山寛議員 副委員長石井清治議員

環境民生常任委員会

委員長北川清文議員 副委員長堀尾俊浩議員

建設経済常任委員会

委員長熊本正博議員 副委員長日野泰信議員

議会運営委員会

委員長浅尾静二議員 副委員長北川清文議員

以上であります。

お諮りいたします。

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙及び久留米市外三市町高等学校組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、以上 3 件を日程に追加し、議題

とすることに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、

小島清人議員 加藤正二議員 中島秀樹議員

北川清文議員 徳永秀俊議員 飯田早苗議員

石井清治議員 日野泰信議員

以上の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、

小島清人議員 加藤正二議員 柴山恭子議員

堀尾俊浩議員 鹿毛哲也議員 熊本正博議員

以上の6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、久留米市外三市町高等学校組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米市外三市町高等学校組合議会議員に、

大庭きみ子議員 鹿毛哲也議員

以上の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名が久留米市外三市町高等学校組合議会議員に当選されました。

ただいままでの選挙で当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、タブレットに掲載のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。

副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を行う必要が生じたので、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議席の一部変更の件を議題といたします。

タブレットに掲載の議席一覧表のとおり、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。御了承願います。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第3回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後6時5分閉会